

京都市交通局週休二日モデル工事試行要領（建築・電気・管工事）

1 目的

本要領は、建設産業における労働者の労働環境の改善と中長期的な育成・確保を図ることを目的に、交通局が所管する建築、電気及び管工事における週休二日モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行に関し、必要な事項を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 「週休二日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間（12月29日から1月3日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、災害等への対応期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など（以下「対象外とする期間」という。））は含まない。

(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロール等を除き、現場事務所での作業を含めて一日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、一日を通して現場が閉所された場合は、現場閉所日数に含める。

3 対象工事

本試行の対象は、交通局が発注する建築、電気及び管工事のうち、入札公告及び設計図書に「週休二日モデル工事」である旨を明示した工事とする。

4 発注方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休二日に取り組む旨を届け出たうえで取り組む方式（受注者希望方式）とする。受注者は、工事着手前に、実施するか意向を工事打合簿（交通局工事関係書類 様式12）等で監督員に報告することとし、希望する場合に週休二日の取組を実施する。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、契約単位毎に実施の意向を確認し、週休二日の取組を実施する。

5 積算方法等

(1) 補正方法

以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（工事価格の積算に用いる複合単価，市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

1.05

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）

1.01

(2) 積算及び変更方法

当初予定価格において，4週8休以上の達成を前提に，(1)①により労務費を補正し工事価格を積算する。

現場閉所の達成状況を確認し，4週8休に満たないものは，その達成状況に応じて，(1)において対応する補正係数を変更して工事価格を積算し，請負代金額を変更する。なお，4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休二日に取り組む旨の届出がなかった場合は，請負代金額のうち労務費補正額を減額変更する。

6 モデル工事の取組内容

(1) 工事着手前

- ・ 監督員及び受注者は，工事着手日を協議により決定するとともに，対象外とする期間についても協議により決定し，「対象期間」の設定を行う。
- ・ 受注者は，契約工期開始後速やかに，現場閉所予定日等を施工計画書，実施工程表等に記載し，監督員に提出する。

(2) 工事中

- ・ 受注者は，工事履行報告書（交通局工事関係書類 様式5-1）などにおいて，現場閉所日及び現場閉所率等を記載し，監督員に提出する。
また，監督員は，工事期間中を通じて，現場閉所状況の把握に努める。
- ・ 監督員は，工程の見直し等が生じた場合には，必要に応じて，実施工程表等の再提出を求め，現場閉所予定日及び現場閉所率を確認する。

(3) 工事完成後

受注者は，工事完成後，速やかに最終の現場閉所率を報告（参考様式）する。

(4) 工事成績評定

週休二日が達成された場合，加点点評価する。

(5) モデル工事である旨の見える化

受注者は、工事現場にモデル工事である旨を明示する。

7 モデル工事の留意事項

- (1) 週休二日の取組に当たっては、既存の書類を活用するなど、事務負担が増大しないよう工夫する。
- (2) 監督員は、現場閉所日に作業を発生させるような指示を行わないことや、受注者からの協議にはできる限り速やかに対応するなど、週休二日の取組を円滑に推進するよう努める。
- (3) 監督員及び受注者は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮するとともに、全体の工程に遅延が生じないように、各工事（別途で発注した工事を含む。）のスケジュール等を調整する。
- (4) 工期延長、工事一時中止などが生じた際は、受注者は、監督員と協議し対象期間及び対象外とする期間を再設定する。
- (5) モデル工事であることを理由にした工期の変更は行わない。
- (6) 受注者は、交通局が週休二日の推進を目的に受注者に対して実施するアンケート調査やヒアリング調査に協力するものとする。
- (7) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事終了日の日中に現場を開所していない場合に限る）。なお、詳細については事前に監督員と協議しておくこととする。

8 施行期日

本要領は、令和4年5月18日以降に入札手続（契約依頼）を行う工事から適用する。